

第百二号議案

心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和四十九年東京都条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「受給者証」の下に「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）（知事が別に定める場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

心身障害者の医療費の助成の方法に係る規定を改める必要がある。